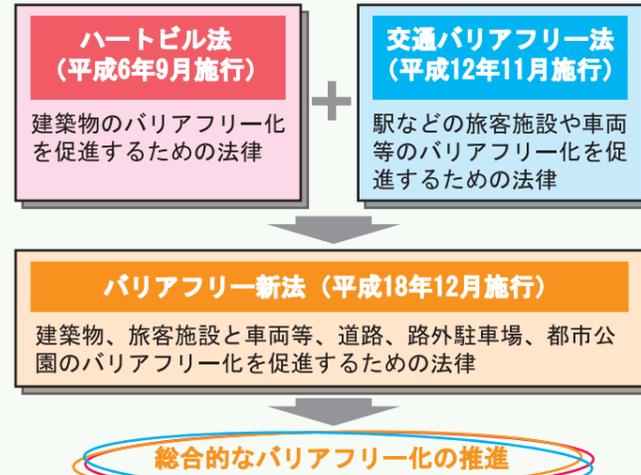


木幡駅周辺地区 交通バリアフリー基本構想（素案）

1. バリアフリー新法と宇治市での取り組み

■ バリアフリー新法について

バリアフリー新法は、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」が統合された法律で、従来の交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路、に加えて、ハートビル法が対象としていた建築物、さらに路外駐車場や都市公園についてもバリアフリー化の対象とされ、より一体的なバリアフリー化を推進するための法制度が整えられました。

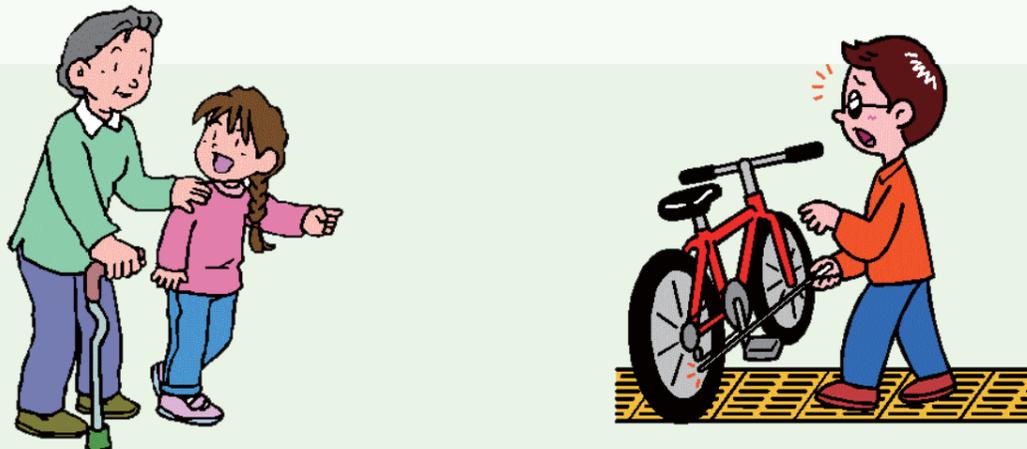


■ 宇治市交通バリアフリー全体構想改訂

宇治市では、交通バリアフリー法に基づいてバリアフリー化を計画的に推進するために、平成17年に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定し、当時の国の基本方針に基づき特定旅客施設である12駅を対象に市内を7地区に分類して、全市的な観点からよりバリアフリー化の必要性が高く、基本構想を策定することについて関係機関と協議が整った地区を「重点整備地区」に位置付けました。その後、基本構想を策定した宇治駅周辺や大久保駅周辺では駅へのエレベーター設置や歩道の整備などバリアフリー化に関する整備が進められましたが、それ以外の地域では駅のバリアフリー化が進んでいないのが実情です。

また、平成18年の法改正、平成23年の国が改めた基本方針といった新たな基準に基づいて、バリアフリー化を進めることも必要となりました。

このような背景から、さらにバリアフリー化を推進するために、平成27年3月に全体構想を改訂し、新たに「木幡駅周辺地区」、「黄檗駅周辺地区」、「伊勢田駅周辺地区」の3地区を重点整備地区に選定し基本構想を策定することとしました。



2. 木幡駅周辺地区 交通バリアフリー基本構想の目標年度

整備目標年度は、バリアフリー新法に基づく国の基本方針に則して平成32年度としますが、地域の抱える課題は多様であり、限られた期間でバリアフリー化に関する全ての課題を解決することは困難であることから、整備目標年度は原則平成32年度とするものの、関係機関等との協議状況に応じて柔軟に対応するものとし、できることから事業を進めていくものとします。

3. 木幡駅周辺地区におけるバリアフリー化の基本理念と基本方針

木幡駅周辺地区の基本理念と基本方針

< 基本理念 >

「すべての人が移動しやすく快適に生活できる、
やさしさと助けあいのまち 木幡」

- (目標)○高齢者、障害のある人などをはじめ、まちを移動したり、施設を利用したりする際に制約を受けるすべての人も、気持ちよく過ごせる質の高いまちをめざします。
- 道路や駅舎、建物などにおけるハード整備を進めるだけでなく、市民がお互いに理解し助け合うことのできるまちをめざします。

< 基本方針 >

1. すべての人が安心かつ快適に移動や施設等の利用ができるまちづくりを推進します。
2. 鉄道駅と周辺施設等を円滑に移動できるバリアフリーネットワークの整備を推進します。
3. 移動や利用に困っている人をやさしく助け合える、心のバリアフリーを推進します。



4. 木幡駅周辺地区の概要

■ 移動に関する現況

① 公共交通機関

JR奈良線と京阪宇治線が南北に並行して走っており、JR木幡駅と京阪木幡駅の距離はおよそ200mと近接しています。1日当たりの利用者数（平成25年度・乗降客数）は、JR木幡駅では5,490人、京阪木幡駅では6,197人となっており、木幡地域の主な公共交通手段となっています。京阪木幡駅は、バリアフリー化が完了しているものの、JR木幡駅では駅構内の移動経路上に段差が残っており、また、跨線橋の階段でしか反対側のホームに行くことができず、移動経路にバリアが生じています。

② 道路

南北に走る府道京都宇治線や市道五ヶ庄六地蔵線と東西に走る市道大瀬戸熊小路線を軸に道路網を形成しています。府道京都宇治線や市道大瀬戸熊小路線では、歩道の整備が進められていますが、JR木幡駅と京阪木幡駅間の道路について、歩道の整備を求める声があります。

■ 地区内における主な課題

木幡駅周辺地区の現状を把握するため、地域住民や障害のある方と共にタウンウォッチングを実施し、駅舎や道路等の問題点や課題を抽出しました。

【タウンウォッチングの概要】

実施日：平成27年6月13日（土）

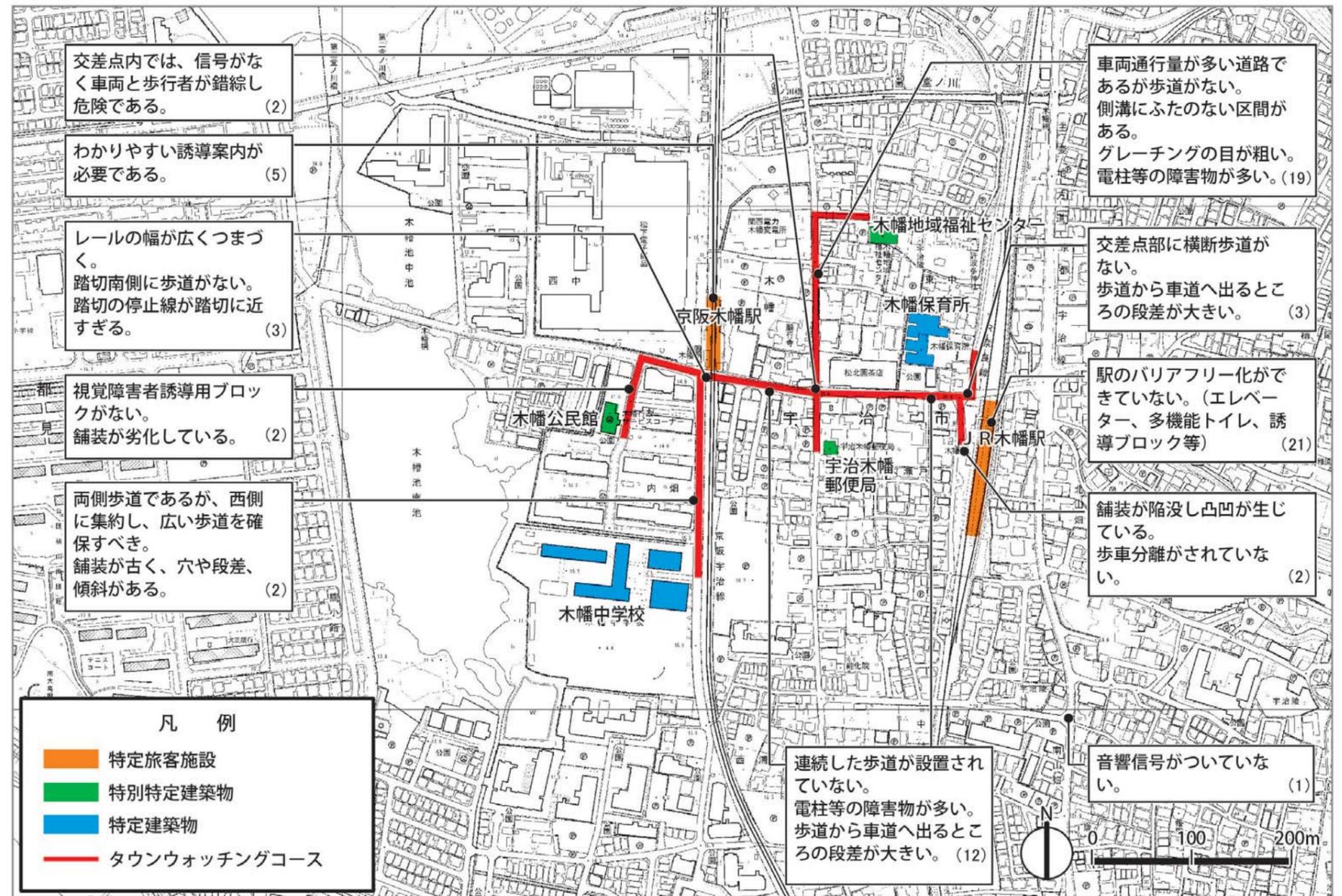
参加者：43名（宇治市交通バリアフリー検討委員会委員、施設設置管理者、地域住民、障害者協会会員、学識経験者等）



JR木幡駅の点検状況



道路の点検状況



※()内の数字はタウンウォッチングでの意見数

5. 重点整備地区の設定とバリアフリー化事業計画

■重点整備地区の設定

今回定める重点整備地区の区域は右図のとおりとし、区域の境界はできる限り道路や河川等でわかりやすく表示して決めました。

また、地区の中心的な施設として右図の生活関連施設を選定し、この生活関連施設を結ぶ経路を生活関連経路として選定しました。

■公共交通機関のバリアフリー化事業計画

○JR木幡駅では、駅ホームと改札、京都方面ホームと宇治・奈良方面ホームの間が階段のみの経路となっているなど、バリアフリー化が不十分な状況です。そのため、1以上の移動等円滑経路を確保するとともに、多機能トイレの設置や内方線整備など主要なバリアフリー整備を進めます。

○京阪木幡駅では、移動等円滑化された経路の確保や多機能トイレなど主要なバリアフリー化は完了しています。今後は、料金表示等の改善や蹴込みのある券売機の整備など、施設の更新計画などにあわせ、さらにバリアフリー化の充実を目指します。

■道路のバリアフリー化事業計画

○生活関連経路として位置付けられた府道や市道のうち、歩道の設置されている路線については、段差の改善、路面の改良、横断勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設を基本にバリアフリー化を進めます。

○歩道が未設置である路線については、路側帯のカラー化などによる歩行者の安全対策を検討するとともに、タウンウォッチング等で安全対策について多くの意見があったJR木幡駅から京阪木幡駅間の道路については、事業の実現可能性や市の財政状況等をかんがみながら歩道整備についても検討を進めます。

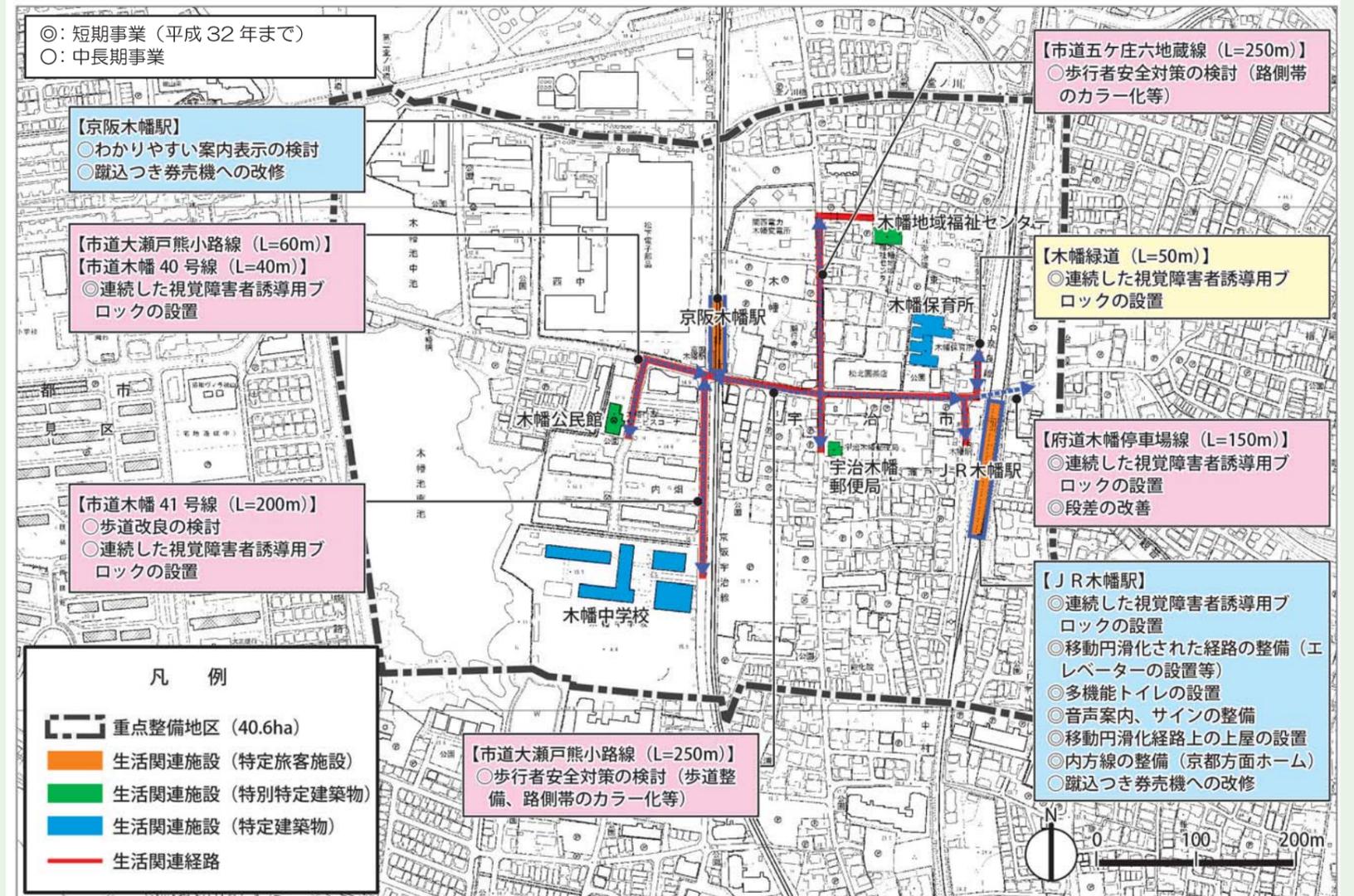
■公園のバリアフリー化事業計画

○生活関連経路に位置付けられた木幡緑道の区間については、連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置を進めます。

■その他のバリアフリー化事業計画

○生活関連施設に位置付けた市の公共施設については、施設の更新計画などに合わせ、高齢者や障害のある人が安心して施設を利用できるよう、バリアフリー化に努めるとともに、地区内で建築される建築物については、バリアフリー新法や京都府福祉のまちづくり条例に基づき、助言や指導を行っていきます。

○生活関連経路上において、信号機を設置する場合は、周辺状況等を考慮しながら、原則音響装置を設置するものとします。また、地区内のその他の信号機についても、できる限りの整備を検討します。



6. ソフト施策におけるバリアフリーの取り組みとバリアフリー基本構想の推進に向けて

■ソフト施策 (心のバリアフリーの推進)

- 交通ルールやマナー、違法駐輪等の歩道の占拠防止のための啓発活動の推進
- 市職員や交通事業者への交通バリアフリー体験研修の実施
- 高齢者や障害のある人などへのバリアフリー情報の積極的な提供
- 高齢者や障害のある人などからのバリアに関する情報収集
- 交通バリアフリー事業に関する進捗管理と積極的な情報発信

■バリアフリー基本構想の推進に向けて

- 市民・施設設置管理者・行政の協働による施策の推進 (事業実施後の点検評価など)
- バリアフリー基本構想の進捗状況について報告・評価等を行う協議会の継続実施
- 計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のPDCAサイクルに基づき、段階的かつ継続的な改善